

介護保険事業（支援）計画の 現状と方向性について

介護保険事業（支援）計画について

保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条、平成27年度厚生労働省告示第70号）

- 介護保険法第116条第1項に基づき、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

- 区域（日常生活圏域）の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- その他の事項

都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

- 区域（老人福祉圏域）の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）
- 各年度における必要定員総数（区域毎）
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

2025年を見据えた介護保険事業計画の策定等

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

- 第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化。
- 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。

団塊世代が65歳に

団塊世代が75歳に

2015 (H27)

2025 (H37)

介護保険
事業(支援)
計画

第5期計画

2012
~2014

第6期計画

2015
~2017

第7期計画

2018 (H30)
~2020

第8期計画

2021
~2023

第9期計画

2024
~2026

<介護保険事業計画に2025年までの見通しを記載>

地域医療構想 (2025年まで)

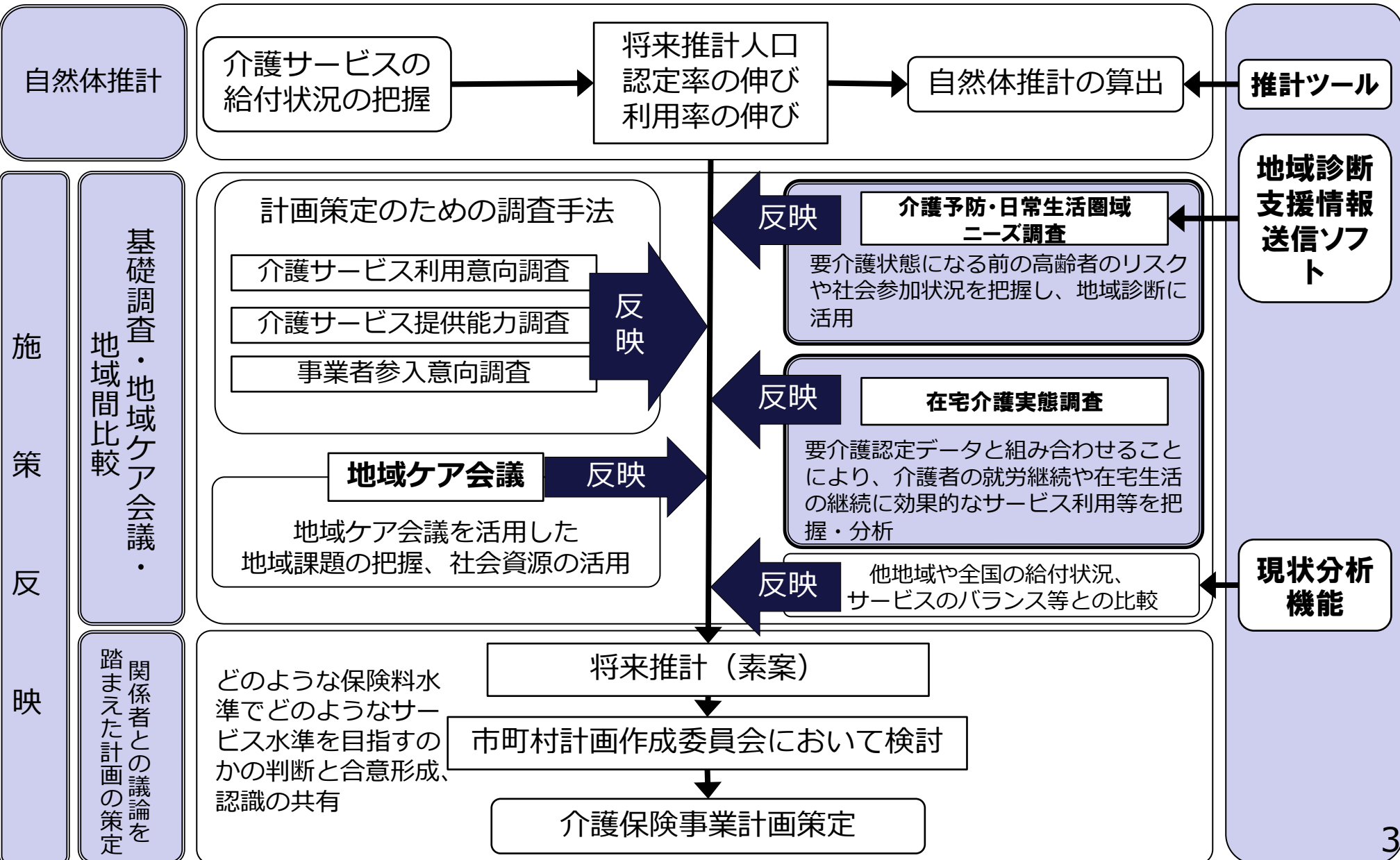
医療計画との
整合性の確保

現行の医療計画
2013~2017

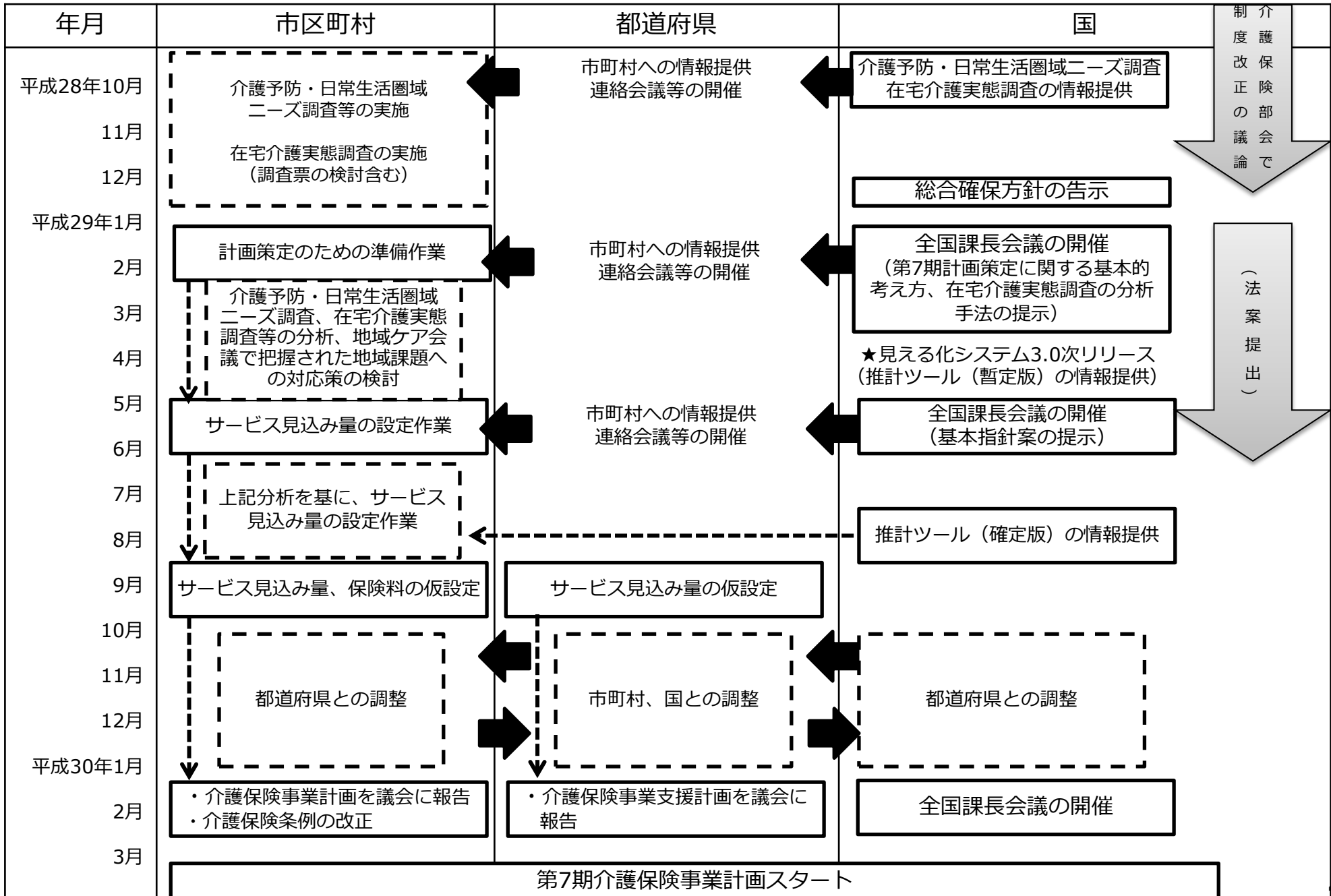
次期医療計画
2018 (H30) ~2023
中間年で見直し

第7期介護保険事業計画の策定プロセスと支援ツール

《「見える化」システム》



第7期介護保険事業計画の策定に向けたスケジュール



制
度
改
正
の
議
論


(法
案
提
出)

保険者機能の強化 ～介護予防の横展開～

高齢者の自立支援・介護予防に取り組む先進的な保険者の取組の全国展開

高齢化が進展する中で、高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態等の軽減に向けた保険者の取組を一層加速化することが必要

市町村による取組の好事例

例) 和光市 

介護予防への重点的な取組により、要支援者の状態が改善

保険者のリーダーシップ

地域のニーズ把握

保険者主導の多職種連携
ケアマネジャー、PT、OT、管理栄養士等の多職種が集まり、個別のケアプランを地域ケア会議で検討、等々

都道府県による普及展開の好事例

例) 大分県 


県の主導により市町村の取組をリード

県のリーダーシップ

先進地からの講師派遣・研修


専門職能団体等との連携

全国展開のポイント

保険者のリーダーシップ 

実態把握・分析・課題抽出

ノウハウの共有、人材育成

専門職能団体等との連携 

住民の意識向上

市町村・都道府県・国・民間の協働により全国展開を推進

全国展開に向けた取組

市町村の保険者機能の抜本強化策について、次期制度改正に向けて検討するとともに、可能な限り前倒し

【検討事項の例】
○要介護度、介護費等の分析と課題抽出
○具体的な数値目標の設定・達成度の評価
○市町村の取組へのインセンティブ付け 等

(例) 要介護認定率の比較分析

全国平均の認定率は4年間で上昇しているものの、和光市・大分県は低下

| 地域 | 平成23年 | 平成27年 |
|-----|-------|-------|
| 全国 | 17.3 | 18.0 |
| 和光市 | 9.6 | 9.3 |
| 大分県 | 19.6 | 18.6 |

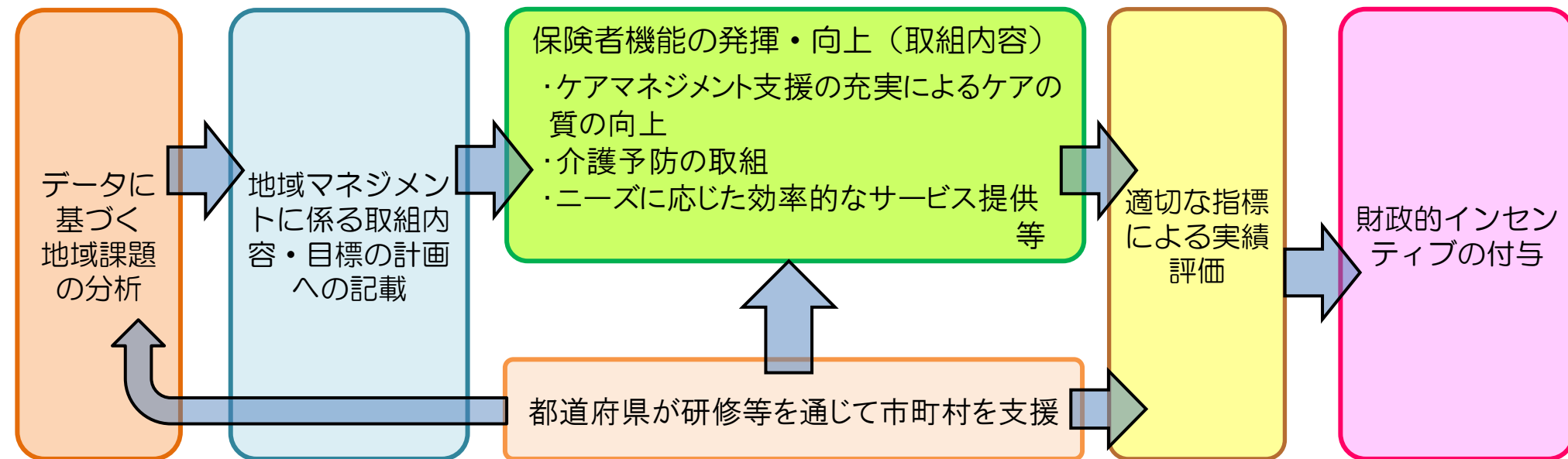
保険者機能の強化等による自立支援・介護予防に向けた取組の推進

基本コンセプト

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が、地域の課題を分析してサービス提供体制等を構築することや、高齢者になるべく要介護状態とならずに自立した生活を送っていただくための取組を進めることが重要

➡ 保険者がこれらを強力に推進できるよう、保険者機能を強化するとともに、都道府県による保険者支援機能も強化する。

好事例から示唆される地域マネジメント推進のイメージ



- 1 在宅医療・介護連携推進事業については、市町村の規模によって進捗に違いがあるが、その原因として、事業実施のためのノウハウの不足や、関係団体との協力関係の構築の難しさが示されている。市町村における円滑な事業の実施及び推進を図る上で、国及び都道府県(保健所)の役割についてどのように考えるか。
- 2 広域的な医療を担っている病院等の入退院時の医療介護連携については、複数市町村にまたがる広域的な連携が必要とされるケースも多く、市町村単位で実施する在宅医療・介護連携推進事業による取組のみでは困難となっている。病院等の入退院時など、複数市町村にまたがる広域的な医療介護連携の推進を図る上で、都道府県(保健所)及び医療介護に関わる関係機関の役割についてどのように考えるか。